

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により報告した定期監査（財務局、健康福祉局、中央病院）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和3年12月14日

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	大川原成彦

付 記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知日
財 務 局	令和3年6月11日	令和3年6月12日	令和3年11月24日
健 康 福 祉 局	令和3年6月11日	令和3年6月12日	令和3年11月19日
中 央 病 院	令和3年6月11日	令和3年6月12日	令和3年11月15日

措置の内容	別紙のとおり
-------	--------

西宮市監査委員 石 原 俊 彦 様  
同 佐 竹 令 次 様  
同 板 戸 史 朗 様  
同 大川原 成 彦 様

西 宮 市 長 石 井 登 志 郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| 1 措置を講じた部局 | 健康福祉局           |
| 2 監査結果報告名  | 定期監査結果報告（健康福祉局） |
| 3 監査結果提出日  | 令和3年6月11日報告監第4号 |
| 4 措置状況     | 別紙のとおり          |

定期監査報告書に基づき講じた措置  
(令和3年6月11日報告監第4号)

(指摘事項)

監査報告書 P11

2 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(1) 手数料徴収事務の再委託を行っているもの

見守りホットライン事業委託業務において、利用手数料の徴収事務が第三者に再委託されていた。地方自治法第243条では、特別の定めがある場合を除いて私人に公金を取り扱わせることを禁止し、同法施行令第158条第1項では手数料については例外的にこれを可能としている。したがって、公金の取扱いの私人への委託があくまでも例外であることや、委託した場合にはその旨を明確にするために同条第2項により告示や公表が求められることを考えると、私人に委託された徴収事務をさらに別の私人に再委託することは適切ではないと考えられる。

(講じた措置)

見守りホットライン事業については、口座振替による利用手数料徴収業務について委託業者より再委託の申請があったため承認しておりましたが、次期業者選定の際に委託方法を見直すことを検討しております。

(指摘事項)

監査報告書 P11

2 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(2) 支出負担行為決議書で決裁が完結していないもの

生活保護費の支出負担行為決議書で最終決裁権限者の押印がもれているものがあつた。

(講じた措置)

生活保護費の支出負担行為決議書における、最終決裁権限者の押印もれについては、指摘を受け速やかに訂正をいたしました。今後、このようなことがないように、適切な事務処理に努めてまいります。

(指摘事項)

監査報告書 P12

2 支出事務

支出事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事案が発見された。

(3) 事務処理上の軽微な誤りや改善が望まれるもの

消せるペンや修正液が使用された申請書等を受領しているもの、あるいは、物品購入の納品書に受領者印がもれているものが発見された。

(講じた措置)

消せるペンや修正液が使用された申請書等を確認した際は、相手方に再提出を求めるとともに、書類作成時の注意事項として相手方に周知を行うこと、また、物品が納入された際は即座に検収を行い問題がなければ納品書に受領者印を押印するよう各所属長宛の通知文を配布し、各課内で周知徹底を図りました。

(指摘事項)

監査報告書 P12

3 財産管理事務

財産管理事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事務処理上の誤りが発見された。

- ア 郵券の現物と郵券受払簿が一致しないもの、あるいは、郵券受払簿を作成していないもの
- イ 備品管理システムに登録された備品で、所在不明や廃棄手続きもれとなっているもの

(講じた措置)

郵券については、受払簿に使用者名や使用目的を記載し使用頻度に応じて適宜在庫確認を行うなど、適正な管理に努めるよう各所属長宛の通知文を配布し、各課内で周知徹底を図りました。

また、備品の管理については、長期間使用していない備品について所管換えを含め有効活用の方法を検討し、今後使用する見込みのない備品については速やかに不用決定返納するなど適切な管理に努めるよう各所属長宛の通知文を配布し、各課内で周知徹底を図りました。

(指摘事項)

監査報告書 P12

4 服 務 事 務

服務事務について、関係書類を抽出して調査したところ、次のような事務処理上の誤りが発見された。

- ア 正規職員の超過勤務命令簿で超過勤務時間の計算に誤りがあるもの
- イ 会計年度任用職員等の超過勤務命令簿兼処理票で修正液を使用しているもの

(講じた措置)

正規職員の超過勤務命令簿における超過勤務時間の計算については、庶務担当において複数人でチェックを行い提出するよう周知しました。

会計年度任用職員等の超過勤務命令簿兼処理票については、訂正印を押して修正するよう職員に周知徹底し、改善を図りました。

5 委託業務等

(1) 委託業務

監査の対象とした委託業務から 10 件を抽出して調査したところ、生活保護システム改修業務や滞納管理システム債権追加対応業務の特記仕様書等で、「情報処理関連業務委託に関する一般仕様書 (Ver. 4.6)」(2年4月8日 情報企画課長通知) で求められる、特定個人情報の取扱いについて同仕様書の記載に十分注意する必要がある旨の記載がないものが発見された。

(講じた措置)

特定個人情報を取り扱う委託業務については、指摘以降の特記仕様書内に、特定個人情報の取扱いについて「情報処理関連業務委託に関する一般仕様書」の記載に十分注意する旨の記載を追加しました。

5 委託業務等

(3) 請負工事

監査の対象とした請負工事から 2 件を抽出して調査を行ったところ、実施工程表や工事写真帳の日付が工期と整合しないものが発見された。

(講じた措置)

上記指摘事項については、実施工程表通りに工事が進捗しているかを確認するよう徹底しました。

1 内部統制に係るもの

(1) 鉛筆書きや修正テープの使用

公文書の鉛筆書きや、重要な項目の修正液、修正テープによる訂正など、一見して分かるはずの不適切な事務処理が見逃されているケースが発見されているので、早急に措置を講じること。

(講じた措置)

文書作成時における適切な記載手段について、早急に課内周知を図るよう各所属長宛の通知文を配布し、改善を図りました。

1 内部統制に係るもの

(2) 福祉施設での備品管理

高齢施設課（寿園）での備品の廃棄手続きもれが目立っている。同施設では、介護等のサービス提供の体制に重きを置かれ、備品管理等を行うための事務処理の体制が十分ではないのではないかと懸念される。この点について、何らかの対応策をとる必要があると思われる。

(講じた措置)

備品については、旧上ヶ原寿園時の備品や雅楽荘から持ち込まれ、備品シールはあるが所管換えされていない物品なども含まれており、対応方針として、備品確認の主担当と副担当を配置し、園全体で備品の確認に取り組み、システム上の整理を行ってまいります。

2 準公金

西宮市民生委員・児童委員会に係る準公金については、市の所有に属さない現金であるにもかかわらず市が保管している。この点に関して所管課では、事務分掌規則による民生委員、児童委員の活動支援の一環であることから、適正であるとの考えを示している。しかしながら、地方自治法第 235 条の 4 第 2 項の規定や職務専念義務との関係は、未だ明確に整理されているわけではない。

準公金の問題は、市の他部局や他の自治体でも抱える課題であり、一定の整理をした上で、例えば、少なくとも吹田市が行っているように準公金の一覧表を公表すること等により、透明性を確保するなどの対応を行うことが必要である

(講じた措置)

準公金の一覧表については会計課と協議を行っていますが、吹田市同様の公表は難しいとの見解です。準公金を取り扱う他部署とも連携し、透明性確保のための対応を検討してまいります。

3 公金取扱いの再委託

見守りホットライン事業委託業務では、私人への公金取扱いの委託で、適切ではないと思われる再委託が行われていた。必要な場合には、現在の再委託先に直接委託するなどの方法もあると考えるので、委託方法の見直しを検討すべきである。

(講じた措置)

見守りホットライン事業については、口座振替による利用手数料徴収業務について委託業者より再委託の申請があったため承認しておりましたが、次期業者選定の際に委託方法を見直すことを検討しております。

1 ケースワーカーの過重負担

生活保護のケースワーカーは、社会福祉法第 16 条第 2 号で、被保護世帯 80 世帯に対し 1 名を配置することが標準とされているところ、西宮市の現状はこの基準を大きく下回っている。ケースワーカーへの過度な負担は、生活保護世帯に対する保護サービスの劣化とケースワーカーである市職員の過重労働の原因となる。昨今の地方自治体における職務内容の負担の増大と多様化に対して、安易な職員定数の増加は好ましいことではないが、法律によって配置基準が示されているということを十分に斟酌して、ケースワーカーの負担軽減を検討することが重要ではないかと考えられる。

(講じた措置)

ケースワーカーの負担軽減については、生活保護受給世帯数に応じた人員の増員を人事部局に対し、継続して要望しております。

2 職員の健康管理

新型コロナウイルス感染症対応業務などにより、健康福祉局職員の負担が著しく増加していると思われる。局においては、職員の健康管理に十分留意する必要がある。

(講じた措置)

新型コロナウイルス感染症対応業務やワクチン接種関係業務については、すでに長期にわたっており、時間外や休日における対応も必要であることから、保健所だけではなく、保健所以外からの応援職員の所属職場においても負担がかかる状態が続いています。

これまでも一部の職員に負担が偏らないように配慮してまいりましたが、今後も適切な人員配置や事務分担などにより、負担の軽減・平準化を進めてまいります。また、やむをえず時間外勤務を行う場合には、要勤務日の振替や代休、年次休暇の取得を促すなど、職員の健康管理に努めてまいります。